平成23年10月から子ども手当が変わりました

～10月以降の子ども手当制度について（平成23年10月～平成24年３月）～

１．支給対象

中学校卒業まで（15歳に達した後最初の３月31日まで）の子どもを養育している方。

２．支給額

子どもの年齢	子ども手当月額
３歳未満	一律 15,000円
３歳以上 小学校修了前	10,000円 （第３子以降は15,000円）
中学生	一律 10,000円

３．支給時期

平成24年２月	平成23年10月～平成24年１月分 （４か月分）
平成24年６月	平成24年２月～３月分 （２か月分）

◆中学校卒業前のお子さんをもつ方へ◆

10月からの子ども手当を受け取るためには、これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、**全ての方について申請が必要です！**

新しい法律により、支給要件等の変更が行われたことから、対象となるお子さんをもつ全ての方に申請をお願いしております。平成23年10月１日の時点で受給資格のある方には、認定請求書を送付しておりますので、お早めに申請をお願いします。

ご注意ください

平成23年10月１日時点で受給資格のある方は、平成24年３月末までに申請をすると10月分から手当を受け取ることができますが、**「10月以降に他の市区町村へ転居した方」、「10月以降にお子さんが生まれた方」**については、転出日（転出予定日）・お子さんが生まれた日の翌日から**15日以内に申請が必要**です。（３月までに申請しても、さかのぼって受け取れません）

次の場合は、15日以内に保健福祉課福祉係または各支所へ申請してください

◆初めてお子さんが生まれたとき

【申請に必要なもの】…
- 印鑑
- 健康保険被保険者証の写し［請求者が被用者（会社員等）の場合］
- 振込金融機関の口座番号がわかるもの
- この他、必要に応じて提出する書類があります

◆第２子以降の出生により養育するお子さんが増えた場合等、手当の額が増額になるとき

他の市区町村に住所が変わったとき → 転入先の市区町村へ申請しましょう

公務員になったとき、公務員ではなくなったとき

公務員は、勤務先から子ども手当が支給されます。公務員になった翌日から15日以内に、**勤務先と保健福祉課福祉係または各支所**へ申請が必要です。

また、公務員ではなくなったときも、その翌日から15日以内に申請が必要です。

※申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられない場合がありますのでご注意ください

★問い合わせ先★　保健福祉課　福祉係　　☎56－2111（内線272・273）